

みんなの声

投稿者より

日頃の活動ありがとうございます。コロナも5類となり、少しずつ以前の生活に戻るようになればいいですね。
今後もよろしくお願いします。

傍聴者より

治水に関する考えがきけてよかったです。台風2号に関するニュースがある中、リアルタイムな質問で、水害対策に対して、市の対策や予算等が分かりました。水害にならないように、ぜひ、今後も取り組んでいただけたらと思います。

《皆さまの声をお聴かせください》

「議会のひろば」を読んだ感想や意見をお寄せください。
もれなく菊川市議会特製“きくのんクリアファイル”をプレゼント!!

- メール gikai@city.kikugawa.shizuoka.jp
- FAX (0537) 35-2116
- 郵送先 〒439-8650 静岡県菊川市堀之内61番地

※議会への要望や意見なども受け付けています。

※クリアファイルの郵送のため、住所と連絡先も記載ください。



メール送信はこちらのQRコードを読み取ると便利です

議会豆知識

「反問権」についてもっと詳しく

議会審議における議員と市長等執行機関及びその職員は緊張関係の保持に努めなければならないとされており、菊川市議会基本条例第8条(3)項には、「市長等は、議長又は委員長長の許可を得て、議員の質問及び質疑に対して反問することができ」としています。

反問の定義

(1) 議員の質問や質疑に対し一方的に答えるのではなく、その根拠や内容について逆質問すること。また、その対案を求めること

(2) 論点・争点を明確化するため、質問や質疑の内容を確認すること

反問の目的

(1) 質問や質疑の質を高め、より深い効果的な議論を行うことを目指す

(2) 一層の緊張感漂う議会を実現

(3) 単なる要望ではなく、政策提案型の質問や質疑を目指す

反問の例

- ・質問が批判に終始する場合
「〇〇議員 どういう施策があるかお聞かせ願いたい」
- ・質問が具体的でない
「〇〇議員 要綱のどこをどのように変更したらよいのか、教えていただきたい」
- ・質問の意図が明解でない
「〇〇議員 何が聞きたいか」
- ・質問が明らかに誤っている
「〇〇議員 それは誤りではないか」

他に発言方法、発言回数等について、反問の実施方法が定められています。

是非、本議会での執行部と議員のやりとりをご覧に議場へ傍聴にお出かけ下さい。また、菊川市議会の映像配信もさせていただきますのでご覧下さい。

